

# 控 訴 状

令和3年3月2日

名古屋高等裁判所民事部 御中

控訴人 多田 雅史 印

当事者の表示

控訴人（送達場所）〒458-0021

（1審原告） 愛知県名古屋市緑区滝ノ水2丁目1702番地の11

多田 雅史

電話番号 080-1566-3428

被控訴人 〒564-8565

（1審被告） 大阪府吹田市岸部新町6番1号

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

理事長 小川 久雄

損害賠償等請求控訴事件

訴訟物の価額及び貼用印紙の額

1 訴訟物の価額

（1）却下分 320万円（控訴の趣旨2及び3項）

（2）棄却分 380万円（同4及び5項）

2 貼用印紙の額 15,750 + 36,000 = 51,750円

上記当事者間の名古屋地方裁判所令和2年（行ウ）5号 損害賠償等請求事件について、令和3年2月18日、言い渡された判決に全部不服であるから、控訴人（1審原告）は控訴を提起する。

第1 原判決の表示

## 主文

- 1 本件訴えのうち、医療法施行規則12条に基づく事故等報告書の提出の義務付けを求める部分並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律68条の10第2項に基づく報告の義務付けを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人及び被控訴人において、控訴人を患者とした被控訴人の医療行為により発生した医療過誤事故は医療法が定める「事故等事案」であると認定し、同法に基づき、被控訴人は、医療法の「事故等事案」にかかる「事故等報告書」を同法が定める公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告せよ。
- 3 被控訴人は、控訴人及び被控訴人との間の本件医療過誤事故における処方薬物の副作用について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器法」という。）第68条の10により厚生労働大臣に対して報告せよ。
- 4 被控訴人は、民法656条（準委任契約）に基づき、同法645条（受任者による報告）により、控訴人及び被控訴人間の本件医療過誤事故について、委任者の控訴人に対し、経過及び結果を報告せよ。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、金220万円及び本件医療過誤事故の初診日の平成16年4月21日から支払済みに至るまで、年5分の割合による金員を支払え。

6 訴訟費用は、第1審及び第2審とも、被控訴人の負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 第3 控訴の理由

- 1 原判決は、関係法令（(1)医療法、(2)医薬品医療機器法、(3)民法（診療契約）及び(4)最高裁判例（旧行政事件訴訟法のもの））の解釈適応を誤り、並びに(5)改正された現行行政事件訴訟法（衆参両議院における立法経過）の立法趣旨から逸脱している。
- 2 特に、原判決は、改正された現行行政事件訴訟法の処分性について、平成16年に立法府が制定した立法趣旨と大きく相違しており、法律の解釈に違法がある。
- 3 原判決は、原審の請求の趣旨1項の「事故等事案」（医療法）の認定について、判断の遺脱がある。
- 4 それらの詳細は、追って、控訴理由書を提出する。

### 付 属 書 類

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 控訴状副本              | 1 通 |
| 2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 1 通 |

以 上